

京都市告示第478号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）駐車場を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成27年12月1日

京都市長 門川 大作

- 1 駐車場の名称
四條烏丸自動車駐車場

- 2 都市計画を定める土地の区域
廃止する部分
京都市下京区函谷鉾町，鶏鉾町及び童侍者町の各一部

- 3 縦覧場所
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)